

仕 様 書

件 名：巡回カウンセリング等業務

本仕様書により関東地方整備局（横浜庁舎）及び港湾空港関係事務所所属職員（以下当局職員という）のメンタルヘルスケアに資するため、カウンセリング等を実施するものである。

1. 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

2. 巡回カウンセリング等

（1）業務等の概要

- ①当該相談の実施日数、実施時間（1日あたり）及び実施場所は、（3）に掲げるとおりとする。
- ②各実施場所毎の実施日数及び実施時間（1日あたり）のうち、当局の管理職、職場カウンセラー、カウンセラー補助者等への指導等（懇談会）を1時間行うものとする。
- ③具体的な実施日等については、当局係官と調整の上決定するものとする。
- ④実施時間（1日あたり）は、増減を生じない範囲において、双方が変更できるものとし、当局係官と調整のうえ行うものとする。
- ⑤当局職員からの相談に応じるとともに、相談内容によっては専門の医療機関等の紹介を行う。
- ⑥実施日数、実施時間（1日あたり）及び実施場所等に増減が生じた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

（2）派遣カウンセラー

産業カウンセラーの資格を有し、国土交通省関東地方整備局の業務等を十分把握した者を、当局が指定する日に各実施場所へ1名派遣するものとする。

また、業務実施前に派遣カウンセラーが産業カウンセラーの資格を有していることが分かる資料の写しを当局係官へ提出するものとする。

(3) 実施日数、実施時間（1日あたり）及び実施場所

	実施場所	拠点数	実施時間（1日あたり）
1	関東地方整備局（横浜庁舎）	20	13:30～16:30（3H）
2	鹿島港湾・空港整備事務所	4	10:00～12:00, 13:00～16:00（5H）
3	千葉港湾事務所	4	13:30～16:30（3H）
4	東京港湾事務所	3	10:00～12:00, 13:00～17:00（6H）
5	東京空港整備事務所	8	13:30～16:30（3H）
6	京浜港湾事務所	6	13:30～16:30（3H）
7	東京湾口航路事務所	3	13:30～16:30（3H）
8	特定離島港湾事務所	4	13:30～16:30（3H）
9	横浜港湾空港技術調査事務所	3	13:30～16:30（3H）
	合計	55	

※実施場所所在地

関東地方整備局（横浜庁舎）	神奈川県横浜市中区北仲通5-57
鹿島港湾・空港整備事務所	茨城県鹿嶋市栗生2254
千葉港湾事務所	千葉県千葉市中央区中央港1-11-2
東京港湾事務所	東京都江東区新木場1-6-25
東京空港整備事務所	東京都大田区羽田空港3-3-1
京浜港湾事務所	神奈川県横浜市西区みなとみらい6-3-7
東京湾口航路事務所	神奈川県横須賀市新港町13
特定離島港湾事務所	東京都品川区北品川1-3-12
横浜港湾空港技術調査事務所	神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4

(4) 業務等の実施報告

相談内容等については、別紙の「カウンセリングデータシート」に必要事項を記入の上、当局が指定する日のカウンセリング業務等終了後、別紙の「業務履行報告書」と併せて当局係官に提出し、確認を受けるものとする。

3. 相談室利用によるカウンセリング

(1) 業務の概要

カウンセリングを希望する当局職員から電話予約を受け、決められた日時に、受注者の相談室においてカウンセリングを行うものとする。カウンセリングの相談内容によっては専門の医療機関等の紹介を行う。

1回のカウンセリングは原則として60分とする。

相談依頼者の確認は、関東地方整備局発行の身分証明書で行う。

(2) 相談室のカウンセラー

産業カウンセラーの資格を有し、国土交通省関東地方整備局の業務等を充分把握した者とする。

巡回カウンセリングで担当した者が相談室を利用する場合は、できるだけ同一のカウンセラーとする。

また、業務実施前に相談室のカウンセラーが産業カウンセラーの資格を有していることが分かる資料の写しを当局係官へ提出するものとする。

(3) 相談室利用によるカウンセリング回数

履行期間中10回を予定する。

回数に増減が生じた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

予約の変更、取消を行う場合には、相談依頼者から前日の17時までに受注者に通知するものとし、当日の取消及び相談依頼者の不参の場合には、相談を実施したものと取り扱う。

(4) 実施場所

横浜駅を中心とする半径12km以内の鉄道沿線の駅から、徒歩10分程度以内の地にある受注者の相談室（カウンセリング室）とする。

(5) カウンセリングの実施報告

相談の内容については、別紙の「カウンセリングデータシート」に必要事項を記入の上、1ヶ月分ずつ別紙の「相談室利用報告書」にとりまとめ、これらを翌月10日までに当局係官に提出するものとする。

4. メンタルヘルスセミナー

(1) メンタルヘルスセミナーの概要

メンタルヘルスセルフケア、ラインケア、対処法、気分転換のための体操、リラクゼーション等初級編レベルを1回、メンタルヘルスセミナーとして講義を行う。

(2) 実施時期、回数及び所要時間

10月に1回実施するものとし、1回あたり2時間とする。具体的な実施日等については、当局係官と調整の上決定するものとする。

(3) 派遣カウンセラー

産業カウンセラーの資格を有し、国土交通省関東地方整備局の業務等を充分把握した者を、当局が指定する日に(4)に掲げる実施場所へ1名派遣するものとする。

また、業務実施前に派遣カウンセラーが産業カウンセラーの資格を有していることが分かる資料の写しを当局係官へ提出するものとする。

- (4) 実施場所
関東地方整備局（横浜庁舎）
神奈川県横浜市中区北仲通5－57
- (5) メンタルヘルスセミナーの実施報告
別紙の「業務履行報告書」を当局係官に提出し、確認を受けるものとする。
- (6) その他
実施にあたり、詳細は当局係官と調整の上決定する。

5. 研修講義

- (1) 研修講義の概要
関東地方整備局（横浜庁舎）主催の部内研修において、メンタルヘルスに関する講義を行う。
- (2) 実施時期、回数及び所要時間
1回実施（10月を予定）するものとし、1回あたり1時間とする。
具体的な実施月日等については、当局係官と調整の上決定するものとする。
また、回数に増減が生じた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。
- (3) 派遣カウンセラー
産業カウンセラーの資格を有し、国土交通省関東地方整備局の業務等を十分把握した者を、当局が指定する日に（4）に掲げる実施場所へ1名派遣するものとする。
また、業務実施前に派遣カウンセラーが産業カウンセラーの資格を有していることが分かる資料の写しを当局係官へ提出するものとする。
- (4) 実施場所
関東地方整備局（横浜庁舎）
神奈川県横浜市中区北仲通5－57
- (5) 研修講義の実施報告
別紙の「業務履行報告書」を当局係官に提出し、確認を受けるものとする。
- (6) その他
実施にあたり、詳細は当局係官と調整の上決定する。

6. 秘密の保持

- (1) カウンセリング等の業務上知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律に基づいて管理しなければならない。
- (2) カウンセラーは、カウンセリング等により入手した個人情報について、業務完了後、速やかに破棄し、保存・流用してはならない。

7. 検収

受注者から提出された別紙の「業務完了通知書」によって、当局係官が給付完了の確認を行うものとする。

8. 支払

代金の支払は、全給付完了後、受注者からの適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

9. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。
- (3) (1) 及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

10. その他

本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた事項については、両者協議のうえ決定するものとする。

以上